

鳥取県視覚障がい者 遠隔サポートシステム運用開始

遠隔地にいるオペレーターが視覚情報をサポートする、「鳥取県視覚障がい者遠隔サポートシステム」を無料で利用できるようになりました。

対象者

鳥取県内の市町村に住民登録している
18歳以上の視覚障がい者

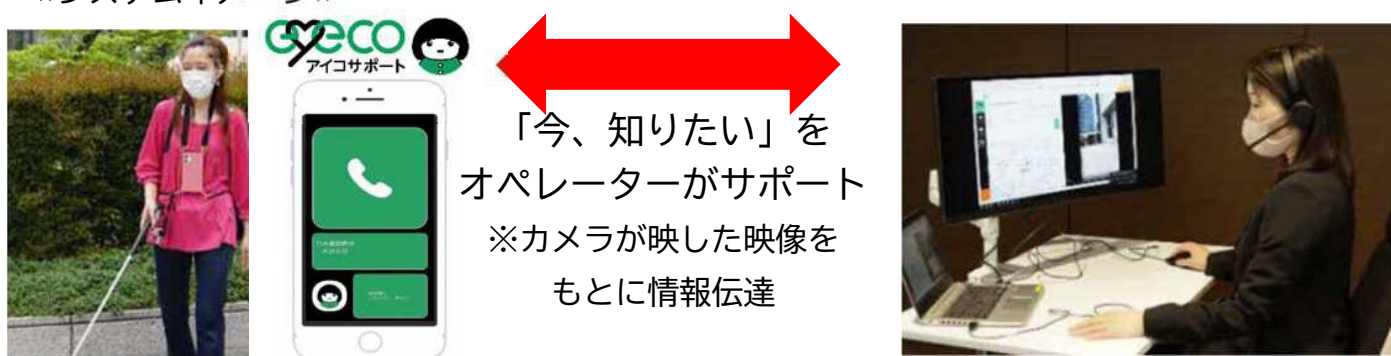
利用時間等

午前9時から午後9時まで
月4時間を上限

利用方法

まずは、県に利用申込書を提出してください。提出後、県から利用に必要な情報をお伝えします。

《システムイメージ》



手続きの詳細などは、県障がい福祉課ホームページをご確認ください。

■県ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/317299.htm>)

ご不明な点は、お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

県障がい福祉課社会参加推進室情報アクセス担当

電話 0857-26-7201 ファクシミリ 0857-26-8136

メールアドレス shougai-fukushi@pref.tottori.lg.jp

